



ライセンス許諾契約書

(本契約書を印刷、署名のうえ、iTQiへFAX (+32 2 372342)または電子メールにて送信のこと)

Superior Taste Award : 優秀味覚賞について

International Taste & Quality Institute (所在地 : 55 rue des Trois Ponts, 1160 Brussels, Belgium、以下「甲」)と、ライセンシー(以下「乙」)は、ライセンスの許諾に関して以下の通り同意する。

甲は乙による参加製品を含む、世界中からの食品、飲料を評価する目的で味覚審査員を組織し、味覚の優れた製品に優秀味覚賞(以下「本賞」)を授与し、販売を促進する。

甲は本賞の登録商標、関連名称、ロゴおよび画像(以下「本商標」)の保有者として、受賞企業に対し、受賞製品(以下「本受賞製品」)の広告、マーケティングおよび販売における使用目的で限定的かつ非独占的なライセンス権を供与する。

第1条 発効日

本ライセンス許諾契約書(以下「本契約書」)は、乙が署名済みの本契約書1通を甲に返送していることを条件に、甲による本製品の受賞の通知時に発効するものとする。

第2条 ライセンスの供与

本契約書の継続的な遵守を条件に、甲は乙による本受賞製品の広告、販売促進、販売のみに関して、ラベル、包装、印刷・電子メディアへの本商標の利用に関する譲渡・移譲不能、非独占的で世界的な、限定的なライセンスを供与する。

第3条 ライセンス料

現行のライセンスは甲より無償で供与される。

第4条 ライセンス許諾期間

本ライセンスの許諾期間は、本契約書に規定するとおり、甲によって契約満了前に解除されない限り、受賞年から3年後の6月1日に満了する。乙が別の製品について受賞した場合には、この受賞製品に関して別個のライセンスが供与されなければならないが、既存の受賞製品に供与されたライセンスにいかなる影響も及ぼさないものとする。

第5条 評価規則および規定の遵守

本ライセンスは甲のウェブサイト www.itqi.com で規定する審査基準および規定(以下「本審査規定」)の対象となる。乙は本審査規定を遵守することに合意する。乙によるいかなる本審査規定の違反も、本契約書の違反とみなし、その逆も同じとする。乙は変更や修正の情報を入力するため、甲のウェブサイトを通じて定期的に甲に確認することが求められる。変更あるいは修正は、甲のウェブサイト上にアップロードされてから2カ月後に、乙に対して自動的に拘束力をもち、履行義務を生じるものとする。

第6条 甲による承認

甲は、現行の規則および本契約書への遵守状況を確認するため、本審査規定あるいは一般的に本賞に関連して乙が利用するあらゆる広告・販促資料、ラベル、包装などのサンプルを要求する権利を留保する。

乙は年に一度、広告・販促資料、ラベル、包装などの無作為サンプルを甲に提出することに合意する。乙は本規定が甲にとって非常に重要であり、契約上のいかなる違反も本契約書の第8条に基づき、通知あるいは賠償なしに甲が直ちに本契約を解除する権利を与える事象とみなされることを理解し、合意する。

第7条 ライセンスの使用

乙が直接あるいは間接的に本商標を使用する場合、乙は常に当該商標に関する甲の所有権を示すものとする。乙は本商標に関する所有権が甲に独占的に帰属することに合意する。乙は甲による書面での事前同意なしに本商標を修正あるいは変更する権利を有さない。乙は本商標の利用が現地の適用法規に遵守することを合意・保証する。

第8条 事前通告なしの契約解除

乙が財産を第三者に譲渡するか、あるいは破産宣告を受けた場合、本契約書に基づいて供与されたすべての権利は事前通告、賠償、あるいは法的措置をとることなく停止・解除されるものとする。

乙が甲による合意なしに本契約書を譲渡した、あるいはサブライセンスを許諾した場合、もしくは乙による本商標の利用が甲の名声や信用に多大な悪影響を及ぼす場合には、本契約は事前通知、賠償、あるいは法的措置をとることなく、甲の決定のみによって解除されるものとする。

第9条 正当な理由による契約解除

乙が本審査規定およびあらゆる修正を含む本契約書の規定を遵守できず、甲が乙に書面による通知を送付してから15日以内に是正されない場合、甲は本契約を解除することができる。違反(本契約書および / あるいは本審査規定について)が是正されることが不可能な場合、あるいは甲の名声に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合には、甲は契約解除に関して第三者や一般に通知する権利や、乙による義務の不履行の帰結として直接あるいは間接的に生じたあらゆる損害の補償を求める権利など、甲の有するほかの権利を侵害することなく、通知あるいは賠償なしに、直ちに本契約を解除する権利を有するものとする。

第10条 契約解除時の義務

本契約の解除に際し、乙は本商標(あらゆる模倣、類似あるいは変形を含む)を利用した広告・販促資料や包装などを直ちに破棄あるいは回収するものとする。

第11条 権利放棄

書面での権利放棄あるいは同意がない場合には、行為の如何にかかわらず、いかなる規定も権利放棄とは見なされず、いかなる違反も免除されたとは見なされないものとする。

第12条 関連法規

現行の本契約書はベルギーの法律に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとする。紛争が発生した場合には、ブリュッセルの商業裁判所が専属管轄権を有するものとする。

以上合意の証として、乙は署名の上、本契約書 1通を甲へファックス (+32 2 372342)または電子メールにて送信するものとする。

契約締結日：

甲：

社名 International Taste & Quality Institute
所在地 55 rue des Trois Ponts, 1160 Brussels Belgium
署名



氏名 Christian De Bauw
役職 Managing Partner

乙：

社名
所在地
署名

氏名
役職